

## 民法（債権法）の改正

### 消滅時効制度の改正

行為による場合でも同じです。

民法改正により、  
債権の消滅時効の  
時効期間はどうな  
るのでしょうか。

なお、現行法は不法行為に基づく損  
害賠償請求権は、損害及び加害者を  
知ったときから3年間行使しない場合  
には時効となると定めており、改正法も

身体・生命の侵害以外の場合、例えば物  
損等の場合には、この3年間の時効期間  
を維持しています。また、不法行為のと  
きから権利を行使できるときから20  
年間権利を行使しないときも、債権は

時効消滅することを改正法は明記しま  
した。つまり、不法行為による身体・生命  
の侵害以外の損害賠償請求権は、権利  
を行使できることを知った時から3年  
間（原則の5年間より短期）権利を行使  
しない場合、または権利を行使できる  
ときから20年間（原則の10年よりも長  
期）行使しない場合には、時効により消  
滅することになります。

A 回答

現行法下での職業別  
短期消滅時効や商事時  
効が廃止され、原則として  
①債権者が権利を行  
使することができた時か  
ら5年間行使しないとき、または、②権  
利を行使することができる時から10年  
間行使しないとき、に該当すれば、債権  
は時効によって消滅することになります。  
した。①②のいずれか早く到来した時が  
消滅時効期間の満了時となります。

例えば、当初から権利を行使できる  
ことを知つていれば5年で時効、5年を  
過ぎてから権利を行使できることを  
知つた場合や、全く知らないままの場合  
は10年で時効、2年経過時に権利を行  
使できることを知つた場合は7年で時  
効となるわけです。これが原則です。

そして、特則として、生命・身体の侵害  
による損害賠償請求権については、その  
法益の重要性から、時効期間の長期化  
がはかられ、先ほどの原則の②の期間が  
10年ではなく20年とされました。これ  
は生命・身体の侵害が契約違反等債務  
不履行による場合でも、交通事故等不法